



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等
についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例 (46) (地域自立戦略課) 3

====公布された条例のあらまし====

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する一定枚数のピラを頒布することができることとされた。
- (2) (1)に併せて、知事の選挙について、県は、条例で定めるところにより、(1)のピラの作成について無料とすることができるものとされた。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、知事の選挙に係るピラの作成について県費負担とするよう、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) ピラの作成について県費負担

ア 県は、知事の選挙の候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、イの限度額の範囲内で当該候補者が無料でピラを作成することができるよう、その費用を負担するものとする。

イ 費用の負担の限度額は、候補者1人について、(3)に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(基準枚数を上限とする。)を乗じて得た金額とする。

(2) 契約締結の届出

(1)アのピラの作成をしようとする者は、ピラの作成業者との間においてピラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(3) 県費の支払

県は、(2)の届出をした候補者が契約に基づきピラの作成業者(当該契約の相手方)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価(次の金額を上限とする。)に当該ピラの作成枚数(当該候補者からの申請に基づき選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、(1)アの要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。

ア 当該ピラの作成枚数が 5万枚以下である場合	7円30銭
イ 当該ピラの作成枚数が 5万枚を超える場合	36万5千円に4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年3月22日とする。

イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。

条 例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p><u>第3章</u> <u>ビラの作成についての県費負担（第7条</u> <u>第9条）</u></p> <p>第4章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担（<u>第10条</u> <u>第12条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第13条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）<u>第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用並びにビラ及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担（<u>第7条</u> <u>第9条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第10条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）<u>第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p>

2 この条例において「ビラ」とは、法第142条第1項第3号のビラをいう。

3 略

4 略

5 略

2 略

3 略

4 略

第3章 ビラの作成についての県費負担

(県費負担)

第7条 県は、第3条第1項に規定する場合に限り、次項に定める限度額の範囲内で当該候補者が無料でビラを作成することができるよう、その費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第1項第3号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。）を超える場合には、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。

(契約締結の届出)

第8条 前条第1項に規定するビラの作成をしようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合

<p style="text-align: center;">7円30銭</p> <p>(2) <u>当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合</u> <u>36万5千円に4円88銭にその5万枚を超える枚数</u> <u>を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成</u> <u>枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場</u> <u>合には、その端数は、1銭とする。)</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担</p> <p>(県費負担) 第10条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>第12条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数をいう。以下この条及び第12条において同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</u></p> <p>(契約締結の届出) 第11条 略</p> <p>(県費の支払) 第12条 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p>(選挙管理委員会規則への委任) 第13条 略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担</p> <p>(県費負担) 第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数をいう。以下同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</u></p> <p>(契約締結の届出) 第8条 略</p> <p>(県費の支払) 第9条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>(選挙管理委員会規則への委任) 第10条 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月22日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。